

富士通 プロフェッショナルサービス利用規約

富士通プロフェッショナルサービス利用規約（以下「プロフェッショナルサービス利用規約」という）は、富士通がお客様に提供する本プロフェッショナルサービスに適用されます。

プロフェッショナルサービス利用規約は、注文書によって注文されるそれぞれの本プロフェッショナルサービスの提供に関する条件を定めるものです。注文書に定める本プロフェッショナルサービスは、注文書に定める富士通株式会社またはその子会社（以下「富士通」という）とお客様との間に、注文書上の取引明細毎にそれぞれ個別の契約（以下それぞれを「本契約」という）を構成するものとし、以下の内容から成るものとしします。

- (a) 注文書（プロフェッショナルサービス利用規約が添付またはプロフェッショナルサービス利用規約の定めが適用される旨が明示されているもの）
- (b) 受託条件明細（含まれる場合のみ）
- (c) サービス仕様書（第三者の契約条件が存在する場合、それを含む）
- (d) データ処理付属文書/Data Processing Addendum（含まれる場合のみ）
- (e) プロフェッショナルサービス利用規約
- (f) 本契約に明示的に組み込まれ、または本契約の一部を構成するものとして明示的に言及されているその他の文書

本契約の条項間に矛盾がある場合、別段の明示的な合意がない限り、その矛盾は以下の優先順位に従って解決されるものとしします。(a) 注文書（最優先）、(b) 受託条件明細、(c) サービス仕様書、(d) データ処理付属文書/Data Processing Addendum、(e) プロフェッショナルサービス利用規約、(f) 本契約に明示的に組み込まれ、または本契約の一部を構成するものとして明示的に言及されているその他の文書（最低優先度）。

1. プロフェッショナルサービスの提供

- 1.1 富士通は、本契約の条件にしたがい、本プロフェッショナルサービス期間中、サービス仕様書および受託条件明細に記載された範囲で、お客様に本プロフェッショナルサービスを提供するものとしします。
- 1.2 本プロフェッショナルサービスは、以下の2種類に分類されます。
 - (a) ワンオフプロフェッショナルサービス
 - (b) リカーリングプロフェッショナルサービス
- 1.3 富士通は、本契約に定める特定の期日までに本プロフェッショナルサービスを提供するよう合理的な努力をするものとしします。
- 1.4 富士通は、本プロフェッショナルサービスの全部または一部の作業を、子会社または第三者（以下「再委託先」という）に、富士通が本プロフェッショナルサービスの一部の作業を再委託先に委託する旨を合意する契約（以下「再委託契約」という）の下で、再委託できるものとしします。富士通が再委託契約を締結し、ま

たは本プロフェッショナルサービスの一部を履行するために再委託先を利用することをもって、富士通が負う本契約に基づく義務は免除されないものとします。

- 1.5 本契約上で明示的に合意された場合を除き、富士通は、以下に起因する本プロフェッショナルサービスの追加作業を提供する必要はないものとします。(i) お客様の作為または不作為に起因する場合、(ii) 富士通の再委託先または請負業者以外の第三者によって行われた作業に起因する場合、(iii) 本契約において富士通が推奨または指定した動作条件、環境条件または利用条件にお客様が従わなかったことに起因する場合。

2. 料金と支払い

- 2.1 お客様は、本契約に定める条件に従って、富士通に料金およびその他の費用を支払うものとします。注文書または受託条件明細に明確に規定される場合を除き、富士通はお客様に以下のとおり請求書を発行します。
- (a) 固定課金のリカーリングプロフェッショナルサービスの場合、富士通による本プロフェッショナルサービスの開始前または直後に請求書を発行します。
 - (b) ワンオフプロフェッショナルサービスまたは従量課金のリカーリングプロフェッショナルサービスの場合、本プロフェッショナルサービスが完了したものと富士通が合理的に判断したとき（従量課金額が確定および確認された場合を含む）、富士通は請求書を発行します。本プロフェッショナルサービスは、お客様が富士通所定の検収に関する書面に記名押印のうえ富士通に提出する、または富士通所定の内容が記載された電子メールを富士通所定の条件に従って富士通に送信することで完了するものとします。検収の完了により、本プロフェッショナルサービスにおける富士通の債務は全て履行済みとみなすものとします。サービス仕様書にて、検収条件が定められている場合は、当該検収条件が適用されるものとします。
- 2.2 お客様は、支払うべきすべての料金およびその他の費用を、注文書記載の支払期日までに請求書記載の方法に従い富士通に支払うものとします。なお、支払時における金融機関に対する振込手数料等はおお客様の負担とします。お客様は、請求書記載の金額の全額を支払うものとし、相殺または控除の権利は、適用法で認められている範囲内でのみ適用できるものとします。すべての料金には、消費税および地方消費税またはその他の適用される税金または関税を含んでおらず、これらについてはお客様が支払う必要があります（支払い時点で適用されている税率に基づくものとします）。富士通は、お客様に少なくとも 60 日前に通知することにより、リカーリングプロフェッショナルサービスの料金を増額または新規料金を追加することができます。
- 2.3 お客様が支払うべき料金を支払期日までに全額支払わなかった場合、富士通は、支払期日の翌日から完済の日まで、1 か月につき 1 パーセント (1%) の割合による利息を日割りで請求することができます。お客様は、請求額に疑義がある場合には支払期日までに富士通に申し入れるものとします。
- 2.4 すべての料金には源泉徴収税がかからないものとします。本契約に基づく支払いに対して源泉徴収税が支払われる場合、当該税金はおお客様の追加費用となるものとします。
- 2.5 注文書または受託条件明細に明確に規定される場合を除き、お客様は、本プロフェッショナルサービスに関する料金に加えて、富士通が本プロフェッショナルサービスを履行するうえで必要となった旅費を含むその他の費用（双方で合意されたものをいい、以下「諸費用」という）を富士通に支払うものとします。なお、富士通はそれらの費用に関する合理的な証憑をお客様に提出するものとします。

3. お客様の義務

- 3.1 お客様は、富士通による本プロフェッショナルサービスの実施にあたり、以下を実施するものとします。
- (a) お客様は、富士通に以下を提供するものとします。
 - i. 本プロフェッショナルサービスに関して必要なすべての協力。
 - ii. 本プロフェッショナルサービスの提供のために富士通が合理的に要求する、以下への必要なアクセス：コンピュータ、IT およびオペレーティングシステム（必要な ID およびパスワード、またはお客様のセキュリティアクセス情報、お客様のその他のビジネスアプリケーションへのソフトウェアインターフェースを含む）、電気の供給、機器、通信設備、ケーブル、ハードウェア、ソフトウェア、文書、情報およびデータ、お客様所在地、適切な作業スペースおよび設備（いずれの場合もそれらがお客様所有または第三者所有であるかを問わず）および人員。
 - (b) お客様は、富士通がお客様に本プロフェッショナルサービスを提供するために必要なすべてのライセンスおよび同意を取得、維持するものとし、必要とされるすべての関連法規を遵守するものとします。
 - (c) お客様は、サービス仕様書および受託条件明細に記載される、すべてのお客様の義務または責任を遂行するものとします。
- 上記いずれの場面においても、お客様は自らの義務を時宜を得た効率的な方法で実行するものとします。
- 3.2 お客様は、富士通がお客様所在地に立ち入る際には、事前にお客様所在地における安全衛生上の注意事項を富士通に通知するものとします。
- 3.3 お客様は、お客様が富士通に提供するコンピュータ、IT およびオペレーティングシステム、装置、ハードウェア、ソフトウェア、お客様データまたはその他の資料（3.1 条記載のものを除くが、サービスの一部として富士通から提供されるものを除く。以下「お客様資料」という）が、お客様の所有物であるか、または富士通がそれらを利用することについてお客様が適法にライセンスを受けたものであることを保証するものとします。

4. 変更

- 4.1 富士通は、プロフェッショナルサービス利用規約をいつでも変更できる権利を留保し、お客様はこれに予め合意するものとします。富士通は、富士通 Web サイト [<https://global.fujitsu/ja-jp/documents/terms-and-conditions/uvance-saas-ja/>] にアップロードすることにより、プロフェッショナルサービス利用規約の条件の変更を少なくとも 30 日前にお客様に通知します。
- 4.2 富士通は、その裁量により、リカーリングプロフェッショナルサービスを変更し、リカーリングプロフェッショナルサービスを随時変更または削除することができるものとします。富士通はリカーリングプロフェッショナルサービスに重大な変更がある場合、お客様に少なくとも 30 日前に通知するものとします。リカーリングプロフェッショナルサービス変更後、お客様がリカーリングプロフェッショナルサービスを継続して利用されることで、富士通はお客様が変更同意したものとみなします。

5. 知的財産権

- 5.1 本契約に明示的に記載されている場合を除き、本契約に基づきいずれの当事者の知的財産権も譲渡またはライセンスされないものとします。
- 5.2 富士通またはそのライセンサーは、本プロフェッショナルサービス、成果物および本プロフェッショナルサービス提供の過程で富士通またはその請負業者または下請業者が作成または提供したその他の資料に関する、すべての知的財産権その他の権利および権原を保有するものとします。
- 5.3 5.1 条および 5.2 条にかかわらず、富士通はお客様に以下を許諾するものとします。
- (a) 本契約に関する、富士通の知的財産権の一身専属的、非独占的、譲渡不能かつロイヤリティフリーのライセンス。ただし、かかるライセンスは、本プロフェッショナルサービス期間中に、本プロフェッショナルサービス、本プロフェッショナルサービスに関連する成果物、および SaaS 契約の下で富士通によって提供されるその他の SaaS をお客様が利用できるようにするために必要な範囲を限度とする。
 - (b) お客様の内部業務利用のために成果物を利用する一身専属的、非独占的、譲渡不能、ロイヤリティフリー、取消不能、永続的、全世界的なライセンス。
- 上記いずれの場合においても、本契約に定める制限に従うことを条件とします。
- 5.4 お客様は、富士通に対して、本プロフェッショナルサービスの提供、成果物の供給、または富士通が本契約に基づく権利を行使し義務を履行するために必要な範囲で、お客様資料およびお客様の知的財産権を利用する非独占的、譲渡不能かつロイヤリティフリーのライセンスを、富士通が富士通のグループ会社、請負業者または下請業者に許可する権利を許諾するものとします。ただし、富士通はそれらの者に対して本契約に定めるのと同じ制限を負わせるものとします。
- 5.5 富士通は、お客様が本プロフェッショナルサービスの改善に関する提案、アイデア、推奨その他のフィードバック(以下総称して「フィードバック」という)を提供することを奨励します。お客様がかかるフィードバックを提供した場合、お客様は富士通に対し、かかるフィードバックを、富士通の技術に組み込む場合を含め、制限なく使用、ライセンス供与、および商業化するためのロイヤリティフリー、無償の、サブライセンス可能、譲渡可能、非独占的、取消不能、永久的、全世界的な権利およびライセンスを付与します。
- 5.6 本プロフェッショナルサービスの一部として、お客様は第三者のソフトウェアへのアクセスまたは利用を提供される場合があります。お客様は、本プロフェッショナルサービスを利用する過程で、お客様がアクセスまたは使用する可能性のあるソフトウェアについて、富士通が第三者のライセンサーに対して一定の義務を負っていることを認識します。お客様は、第三者のソフトウェアを利用する場合、富士通が指定する当該第三者の契約条件に従うことを同意するものとします。当該ソフトウェアに関して富士通がお客様に対して負う責任は、適用される第三者の契約条件の定め範囲に限定されるものとします。当該第三者の契約条件にいかなる規定が存在したとしても、本契約の料金の支払いに関する定めはこれに優先して適用されるものとします。第三者の契約条件とその他の条件との間に矛盾や抵触が存在する場合、当該その他の条件が当該第三者の契約条件よりも富士通の権利を制限するものでない限り、当該第三者の契約条件を適用させることが性質上現実的ではない場合を除き、当該第三者の契約条件が優先して適用されるものとします。

6. 保証

- 6.1 富士通は、本プロフェッショナルサービスが、すべての重要な点においてサービス仕様書に合致していること、および本プロフェッショナルサービスが、同種の業務に合理的に期待される一般的に受け入れられている業界標準と一致する程度の注意、技能および能力をもって、お客様データに基づいて、善良なる管理者の注意をもって実施されることを保証します。サービス仕様書にて、保証期間が定められている場合は、当該保証期間が適用されるものとします。
- 6.2 本プロフェッショナルサービスが前項の保証義務に適合していない場合、富士通は、お客様の唯一かつ排他的な救済手段として、(i) 不具合を是正するためにあらゆる合理的な商業的努力をするか、(ii) サービスレベル契約がある場合はそれに従ってサービスクレジットを発行するか、または (iii) 本契約を解除し、お客様が本契約の解除前に本プロフェッショナルサービスから受けた利益を考慮して前払い料金を按分してお客様に返金する、のいずれかを選択できます。
- 6.3 富士通は、適用法令に認められる範囲内において本契約に基づく明示的な保証および救済を行うことを条件として、目的適合性、満足のいく品質、非侵害性、または本プロフェッショナルサービスに中断および誤りがないことを含め、すべての明示的、法定および黙示的な保証の責任を負わないものとします。適用法令が本契約に関する保証の除外を無効または禁止する場合、当該保証違反に対する富士通の責任は、富士通の選択により、本プロフェッショナルサービスの再提供または再提供にかかる費用相当額の補償に限定されます。
- 6.4 本プロフェッショナルサービスの不具合または誤りが以下の原因で発生した場合、6.1 条の保証は適用されず、お客様はいかなる救済または補償も受けることができないものとします。
- (a) 富士通または富士通から正当に授權された者以外による成果物の修正または改変
 - (b) お客様が本プロフェッショナルサービスまたは成果物を、(i) 自己の内部業務利用以外の目的で利用しまたは利用させた場合、(ii) SaaS 契約に基づいて富士通から提供されるソフトウェアと共に利用せず、または利用させない場合
 - (c) お客様資料が正確でなく、または何らかの問題がある場合

7. 秘密保持

- 7.1 各当事者は、本契約の履行の過程で相手方当事者によって開示された秘密情報の秘密を保持するものとします。受領当事者は、相手方当事者から開示された秘密情報を安全に保管し、盗難、損傷、紛失または不正アクセスから保護します。いずれの当事者も、本契約の目的のために（富士通においては、本プロフェッショナルサービスの提供、運営および開発のために）必要な範囲で、自己の組織及びグループ会社の役員、従業員、代理人または委託業者に対しては秘密情報を開示できるものとし、それ以外の者には開示してはならないものとします。受領当事者は、適用法令、裁判所または権限のある機関の命令により開示が要求された場合には相手方当事者から開示された秘密情報を開示することができます。この場合、受領当事者は、開示当事者に対して合理的な事前通知を行い、かかる要求に対して法的に許容される異議申し立てを行う場合には開示当事者の費用で合理的な援助を開示当事者に行うものとします。
- 7.2 各当事者は、相手方当事者から開示された秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用するものとし、その他の目的のために秘密情報を使用しないものとします。

- 7.3 いずれの当事者も、相手方当事者から、相手方当事者から開示された秘密情報にアクセスした者への業務の割り当てを制限されることはないものとします。各当事者は、当事者それぞれの製品またはサービスの開発または展開において、相手方当事者から開示された秘密情報にアクセスした者の記憶に保持されている情報の使用が本契約および営業秘密に関する法律に基づく責任を生じさせないことに同意します。したがって、各当事者は、相手方当事者に開示する情報を必要最小限とすることに同意します。
- 7.4 富士通は、お客様個人データについて、本条における秘密情報と同様に取扱うものとします。

8. 免責

- 8.1 本契約のいかなる定めにもかかわらず、お客様がお客様の義務を履行しなかった結果として富士通が本契約上の義務を履行できなかった場合には、富士通は以下の責任を負わないものとします。
- (a) サービスレベルを達成できなかった場合のサービスクレジットの支払いまたはその他の救済措置の実施（サービスレベルが定められている場合）
 - (b) 本契約に基づく義務の不履行
- 8.2 お客様がお客様責任の履行を遅滞し、または履行できなかった場合、富士通は以下の措置をとることができるものとします。
- (a) 富士通は、お客様によるかかる遅延または不履行を考慮して、合理的に必要と判断される場合には、本契約に規定された本プロフェッショナルサービスの内容、スケジュールまたは納期を調整することができます。
 - (b) 富士通は、お客様によるかかる遅延または不履行の結果発生したものといえる合理的な損失または費用（お客様による遅延または不履行を回避、軽減または抑止するために富士通が被った費用、およびお客様による遅延または不履行がなければ富士通が被らなかったと見込まれる費用を含む）に相当する金額をお客様に請求する権利を有するものとします。

9. 補償

- 9.1 富士通は、本契約に従ったお客様による本プロフェッショナルサービスまたは成果物の利用が、第三者の知的財産権を侵害していると主張する第三者からのクレーム（以下「侵害クレーム」という）の結果生じたすべての損失および損害について、お客様を補償します。ただし、第 6.4 条の(a)～(c)のいずれにも該当しない場合に限られます。また、以下を条件とします。
- (a) お客様は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求または申し立てを富士通に書面でただちに通知しなければならないものとします。
 - (b) お客様は、本プロフェッショナルサービスまたは成果物の利用が第三者の知的財産権を侵害しているという請求がなされた場合、お客様に対してなされた請求への防御に関する唯一の管理権を、富士通に対して、富士通の費用で与えるものとします。
 - (c) お客様は、富士通からの明示的な指示がある場合を除き、当該第三者からの請求に対して自らの判断で責任を認め、和解や妥協を行わないものとします。

- (d) お客様は、本プロフェッショナルサービスまたは成果物に関する知的財産権の侵害に関して、富士通からの求めに応じて必要な支援を行わなければならないものとします。その場合の費用は富士通が負担するものとしますが、当該費用を含め、本プロフェッショナルサービスまたは成果物の利用から生じる第三者の知的財産権またはその他の権利の侵害に関するクレームまたは申し立てに関して富士通が負うすべての責任は、第 10 条の範囲に限定されるものとします。

9.2 お客様は、以下の各号の請求の結果として富士通が負担し、または被る可能性のあるすべての責任、損失、費用および経費（弁護士費用を含む）から富士通を防御し、補償し、免責するものとします。

- (a) お客様による第 3 条違反に起因する請求。
- (b) お客様資料またはお客様の知的財産権（ソフトウェア（第三者のソフトウェアを含む）、その他の資料、または本契約に関連してお客様が利用可能としたお客様のシステムに関するものを含むがそれに限られない）が、お客様による本プロフェッショナルサービスまたは成果物のインストール、利用、保存、アクセスに関連して、または本プロフェッショナルサービスを介して投稿、アップロード、公開、提出、送信されることに関連して、第三者の知的財産権を侵害しているという第三者からの請求。
- (c) 第 9.2 条(b)に基づく請求は以下のすべてを条件とするものとします。
 - i. 富士通は、第三者の知的財産権に対する請求または侵害の申し立てがあった場合、お客様に速やかに通知します。
 - ii. 富士通は、かかる請求の防御および解決において、お客様の費用で、お客様に対して合理的な協力をするものとします。
 - iii. お客様は第三者からの請求を防御または解決する唯一の責任と権限を有するものとします。

9.3 第 9.1 条に定めるいずれかの状況が生じた場合、富士通は、富士通の判断により、以下のいずれかの措置をとるものとします。

- (a) お客様が本プロフェッショナルサービスまたは成果物を継続して利用するための権利を取得する。
- (b) 本プロフェッショナルサービスまたは成果物の全部または一部について、侵害とならないように修正、調整または代替を行う。
- (c) (a)または(b)を実行することがいづれも商業的に合理的な措置とはいえないと富士通が判断する場合、富士通は本契約をただちに解除し、お客様が解除時点までに本プロフェッショナルサービスから受けた利益を考慮して、既払い料金を按分してお客様に返金するものとします。

9.4 富士通の補償義務は、侵害クレームが以下に起因する場合には適用されないものとします。

- (a) 富士通または富士通から正当に授権された者以外による成果物の修正または改変
- (b) お客様が本プロフェッショナルサービスまたは成果物を、(i) 自己の内部業務利用以外の目的で利用しまたは利用させた場合、(ii) SaaS 契約に基づいて富士通から提供されるソフトウェアと共に利用せず、または利用させない場合
- (c) お客様資料が正確でなく、または何らかの問題がある場合

9.5 第 9 条または本契約のいかなる規定も、当事者の一般的な損害軽減義務を減じるものではありません。

9.6 第9条は、第三者が知的財産権を侵害されたと主張してきた場合の当事者間の責任のすべてを定めるものであることを確認します。

10. 責任制限

10.1 本契約のいかなる規定も、以下に関する責任を排除または制限するものではありません。

- (a) 当事者の過失による死傷
- (b) 詐欺または虚偽表示
- (c) 法律で除外または制限できないその他の責任
- (d) お客様による補償に関する責任

10.2 契約上の請求、不法行為（過失による場合を含む）、法定義務違反、補償その他、本契約に関連するいかなる場面においても、富士通またはお客様は、以下については責任を負いません。また、以下はお客様による料金その他の金額の支払い義務には影響を与えないものとします。

- (a) 直接的であるか間接的であるかを問わず、逸失利益、無用な出費、収入の損失または予想された節約ができなかったこと
- (b) 直接的であるか間接的であるかを問わず、事業若しくは機会の損失、信用の喪失または評判の毀損
- (c) 性質を問わずすべての特別、結果的、偶発的、懲罰的または間接的損失、費用または損害
- (d) データの紛失、破壊、改ざん、破損または不正アクセス

10.3 お客様は、本契約に関連して当事者間で情報交換を行うために、当事者が第三者のサービス（以下「第三者情報交換サービス」といいます）を利用することがあることを確認します。第三者情報交換サービスの利用にあたり、当事者は第三者に対して義務を負う場合があります。当事者は、第三者情報交換サービスを通じて随時交換される情報に関しては、第三者情報交換サービスに関する契約条件が適用され、それを遵守することに同意するものとします。当事者の責任の範囲は、当該第三者の契約条件に規定されているとおりです。当該第三者の契約条件が本契約の定めと異なる場合、第三者情報交換サービスを通じて交換される情報に関しては、当該第三者の契約条件が優先して適用されるものとします。

10.4 上記に限定されず、富士通は、以下について一切の責任を負わないものとし、お客様が全責任を負うものとします。

- (a) 本プロフェッショナルサービスを利用するためのお客様のアクセス回線の不具合
- (b) 本プロフェッショナルサービスの運営に利用する第三者のネットワークおよびインフラサービスの不具合
- (c) サービス仕様書または富士通が発行するその他の指示に従わない形での本プロフェッショナルサービスまたは成果物の利用
- (d) お客様資料に起因する損失または損害(直接的、間接的、特別または結果的損失を含みますが、これらに限定されません。)

- 10.5 第 10.1 条、第 10.2 条、第 10.3 条および第 10.4 条に従うことを条件として、契約上の請求、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、補償その他いかなる根拠によるかを問わず、本契約に関連して各当事者が負う責任（サービスクレジットの支払を含む）は、以下の金額を上限とします。
- (a) ワンオフプロフェッショナルサービス
ワンオフプロフェッショナルサービスにおいて顧客が支払ったまたは支払うべき料金に相当する金額
 - (b) リカーリングプロフェッショナルサービス
お客様からの請求がなされる前の 12 カ月間に本契約に基づきお客様が支払ったまたは支払うべき料金の総額に相当する金額
- 10.6 第 10.5 条に定める責任制限規定は、事象または事件ごとではなく、契約全体として解釈、適用されるものとします。
- 10.7 お客様が被った損失または損害に対する富士通の責任は、法律で認められている範囲内で、お客様が本契約に基づく義務を履行しなかったことにより損失または損害が発生した場合、またはお客様の過失が当該損失または損害の拡大に寄与した場合には、それらに応じて減じられるものとします。
- 10.8 第 10 条の定めは本契約に基づくお客様の支払いに関する義務を限定するものではありません。

11. 契約期間

- 11.1 本契約は、サービス開始日に開始され、本プロフェッショナルサービス期間または本契約の規定に従って早期に終了するまで有効に存続するものとします。
- 11.2 本プロフェッショナルサービスがリカーリングプロフェッショナルサービスである場合には、いずれかの当事者が当該時点での本プロフェッショナルサービス期間の満了日（以下「契約満了日」という）の少なくとも 30 日前までに相手方当事者に書面による通知により契約を終了させない限り、本プロフェッショナルサービス期間は、さらに 1 年間自動的に継続延長されるものとします。ただし、注文書、受託条件明細またはサービス仕様書に自動更新がなされない旨の定めがある場合にはこの限りではありません。

12. 契約の終了

- 12.1 当事者間で別途明確に合意されない限り、いずれの当事者も、リカーリングプロフェッショナルサービスについて、相手方当事者に対する 30 日以上前の書面による通知により、いつでも契約を終了することができるものとします。
- 12.2 富士通 SaaS 利用規約に基づく SaaS が終了した場合、当該 SaaS に関連するリカーリングプロフェッショナルサービスは即時に終了するものとします。
- 12.3 いずれの当事者も、以下の場合には、書面による通知により直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (a) 相手方当事者が本契約のいずれかの条項に重大な違反をしており、かつ、(i) 当該違反が是正可能であるにもかかわらず、相手方当事者が書面による是正通知を受領してから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合、または (ii) 当該違反が是正不可能である場合

(b) 相手方当事者が支払不能事由に該当する場合

(c) 不可抗力事象が 30 日以上継続した場合

12.4 重大な契約違反には、お客様が本契約に基づいて正当に支払われるべき富士通への料金の支払いを怠った場合が含まれますが、これに限定されません。お客様による重大な契約違反があった場合、富士通は、本プロフェッショナルサービスの履行を停止することが可能であり、当該履行停止を踏まえて、本プロフェッショナルサービスの提供および料金の支払いに関する本契約の定めを適宜修正することができるものとします。

12.5 第 12.4 条に基づく履行停止がなされた場合、富士通は以下を実施するものとします。

(a) 富士通は、履行停止の原因となった状況が解消されたと富士通が判断した場合はただちに履行停止を解除します。

(b) 適用法令によって禁止されない限り、富士通は、履行停止の根拠を速やかにお客様に通知します。

12.6 富士通は、以下の場合には、お客様に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとします。

(a) 富士通が、本プロフェッショナルサービスの提供継続が適用法令に違反すると合理的に判断した場合

(b) 法執行機関または規制当局によって要請された場合

(c) 本契約に記載されている本プロフェッショナルサービスを中断または中止する権利を有する法律または規制への違反を回避しようとする場合

(d) 本プロフェッショナルサービスの一部としてソフトウェアまたはその他の技術を提供する第三者パートナーとの関係が満了し、終了し、または当該第三者パートナーから富士通が本プロフェッショナルサービスを提供する方法を変更するよう要求された場合

13. 契約終了の効果

13.1 注文書、受託条件明細またはサービス仕様書その他の条件にしたがい、何らかの理由で本契約が終了した場合、本プロフェッショナルサービスは終了するものとします。

(a) お客様は以下を実施するものとします。

i. 富士通に対して、請求書発行済未払いのすべての金額およびその利息を支払うものとします。サービス実施済請求書未発行のプロフェッショナルサービスがある場合には、富士通は請求書を発行することができるものとし、お客様は請求書受領次第ただちにこれを支払うものとします。

ii. 本プロフェッショナルサービスの利用の停止

(b) 各当事者は以下を実施するものとします。

i. 相手方当事者から提供された秘密情報を含むすべての資料を破棄または削除するためのあらゆる合理的措置を講じるものとします。ただし、適用法令により当該資料のコピーを保持することが要求されている場合には、その範囲を除くものとします。

- ii. 本契約に知的財産権の利用を継続する明示的な権利がない限り、相手方当事者から許諾された知的財産権の利用を中止するものとします。

13.2 第 12 条にかかわらず、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条および第 16 条は、本契約の終了又は満了後も存続するものとします。

14. 法令遵守

- 14.1 富士通は、本プロフェッショナルサービスの提供においてすべての適用法令を遵守します。データ処理付属文書/Data Processing Addendum が添付される場合には、お客様個人データの処理に関する富士通の義務は、データ処理付属文書/Data Processing Addendum に明記されるものとします。
- 14.2 お客様は、データ処理付属文書/Data Processing Addendum に規定されたお客様個人データの富士通への移転を適切に実施することを含め、本プロフェッショナルサービスの利用に関連するすべての適用法令を遵守するものとします。お客様は、必要に応じて、お客様個人データの必要な開示を行い、お客様個人データの移転に必要な同意を取得することに合意します。
- 14.3 各当事者は、輸出管理法を遵守します。上記を制限することなく、お客様は、次のことを表明し、保証します。(a) お客様は、核兵器、化学兵器、生物兵器、またはロケットシステム、宇宙発射車両、探査ロケット、または無人航空機システムの設計、開発、または生産において本プロフェッショナルサービスを使用しないこと、(b) お客様が米国政府のいかなる連邦機関からも米国輸出取引への参加を禁止されていないこと。また、お客様は、本プロフェッショナルサービスを輸入、輸出または利用するお客様の権利に影響を及ぼす可能性のある現地の法律を遵守する責任を負います。

15. 一般条項

- 15.1 適用法令および本プロフェッショナルサービスに関するマーケティングおよびプロモーション活動またはプレスリリースおよび対外公表の実施を制限する政府当局またはその他の規制機関が要求する範囲を除き、富士通は、お客様に通知することにより、本契約に基づいて提供される本プロフェッショナルサービスに関して、マーケティングおよびプロモーション活動を実施し、プレスリリースおよびお客様の適用事例を含む公表その他を行うことができます。
- 15.2 本契約のいかなる規定も、相手方当事者の行為または不履行について一方の当事者に責任を課したり、いずれかの当事者が相手方当事者の代理人として行動することを承認したりするようなパートナーシップその他の関係を生じさせることはありません。
- 15.3 いずれの当事者も、遅延または不履行が不可抗力事由によって引き起こされた場合には、義務の遅延または不履行について責任を負わないものとします。
- 15.4 本契約または法律に規定された権利または救済の行使に関する不履行または遅延は、いかなる権利または救済の放棄を構成せず、また、当事者におけるいかなる権利または救済の行使を妨げまたは制限しないものとします。当該権利または救済の一部の行使は、当該権利または救済の更なる行使を妨げまたは制限しないものとします。当該権利または救済の行使をもってしても本契約のいかなる条件も放棄されたものとみなされず、かかる放棄が書面でなされない限り、いかなる違反または不履行も免責されないものとします。

- 15.5 お客様は、富士通の書面による同意なしに、本契約またはその契約上の地位を譲渡、移転またはその他の処分をすることはできません。お客様が本契約の契約上の地位の譲渡を富士通に求める場合、当該同意は合理的な理由なく留保されないものとします。富士通は、お客様への事前の書面による通知に基づき、本契約に基づく義務および権利ならびに契約上の地位を譲渡、委任または移転することができます。
- 15.6 本契約のいかなる条項も、本契約の当事者以外の者から履行を強制されることはありません。
- 15.7 富士通は、お客様の同意を得ることなく、いつでも本プロフェッショナルサービスを提供するために、それが会社組織の下で運営されているか否かを問わず、第三者を利用することができますが、富士通は、第三者を利用した結果として、本契約に基づく義務を免れることはありません。
- 15.8 本契約の終了後 12 か月経過するまで、いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本契約の履行または管理に携わった、相手方当事者によって雇用されたいかなる者に対しても、積極的に勧誘し、誘い出し、引き抜くなどの行為を行ってはならないものとします。
- 15.9 本契約のいずれかの条項が、裁判所または管轄権を有するその他の当局により無効または違法であると判断された場合、その条項またはその条項の一部は、必要な範囲で、本契約の一部を構成しないものとみなされ、その他の条項は、法律で認められている最大限の範囲で、完全に有効に存続するものとします。
- 15.10 通知は、書面によるものとし、本契約に記載されたそれぞれの住所、またはいずれかの当事者が相手方当事者に随時通知するその他の住所に宛てられるものとします。通知は、当該住所に手渡し、前払いの配達記録または電子メールで有効に交付されるものとし、相手方当事者に到達したときから効力を発生するものとします。
- 15.11 本契約は、本契約に関連する当事者間の合意内容のすべてであり、当事者間の従前のすべての取り決めに優先するものとします。
- 15.12 本契約において書面という場合にはメール等の電磁的記録を含むものとし、また署名押印という場合には電子署名を含むものとします。
- 15.13 各当事者は、本契約を締結するにあたり、本契約に規定されていない口頭または書面による表明または保証に依拠しないことに同意するものとします。各当事者は、保証に関する責任は本契約の定めのみに基づいて負うことに同意し、法律によって制限または除外される場合を除いて、他の根拠に基づくすべての権利および救済を放棄するものとします。
- 15.14 本契約の解釈、有効性および履行ならびに本契約に基づいてまたは本契約に関連して発生する紛争または請求（非契約紛争又は請求を含む）は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 15.15 お客様は、本プロフェッショナルサービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的な用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう設計・製造されたものではないことを確認します。お客様は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本プロフェッショナルサービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、お客様がハイセイフティ用途に本プロフェッショナルサービスを使用したことにより発生する、お客様または第三者からのいかなる請求に対しても富士通は損害賠償等の責任を負わないものとします。

15.16 各当事者は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (a) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (b) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

15.17 各当事者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

- (a) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- (b) 違法行為または不当要求行為
- (c) 業務を妨害する行為
- (d) 名誉や信用等を毀損する行為
- (e) 前各号に準ずる行為

16. 定義と解釈

16.1 本契約においては、別段の明示のない限り、以下の解釈が適用されるものとします。

- (a) 本契約における当事者に関する記述・言及は、当該当事者の権原を正当に承継した者にも有効に適用されるものとします。
- (b) 本契約の見出しは、本契約の解釈に影響を及ぼさないものとします。

16.2 本契約における用語およびそれらに対して定められた意味は以下のとおりとします。

「**グループ会社**」とは、直接的または間接的に、他の事業体を支配し、他の事業体によって支配され、または他の事業体との共通の支配下にある事業体を意味します。支配とは、直接または間接的に、他の企業の株式または議決権の50%超を保有することを意味するものとします。

「**適用法令**」とは、本プロフェッショナルサービスの利用に関連する、当該時点で関連する裁判管轄において適用される法令を意味します。

「**営業日**」とは、本契約の当事者である富士通の事業体がある登録事務所を有する国における土曜日、日曜日および祝祭日以外の日を意味します。

「**料金**」とは、注文書または受託条件明細に記載された、本プロフェッショナルサービスに対して支払われるべき金額をいいます。ただし、諸費用を含みません。

「**サービス開始日**」とは、注文書に定める開始日を意味します。

「**秘密情報**」とは、いかなる形式の情報であっても、秘密であるか、専有であるか、または秘密であると明示されているかを問わず、情報を開示する当事者に関連する情報を意味し、お客様情報、ビジネス、営業、財務情報およびノウハウが含まれるが、これらに限定されません。ただし、(i) 受領者の過失なく既に公知となっている情報、(ii) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報、(iii) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの、または (iv) 受領当事者が独自に開発したものは含まないものとします。

「**お客様**」とは、注文書において特定された当事者を意味します。

「**お客様データ**」とは、お客様（お客様のお客様、第三者のサプライヤを含む）に関連するあらゆる形式のデータまたは情報であって、プロフェッショナルサービスの遂行中に富士通（または富士通の請負業者）によってアクセス、生成、収集、保存または送信されるものを意味します。

「**お客様所在地**」とは、お客様の支配下にある、お客様の敷地その他の場所を意味します。

「**お客様個人データ**」とは、富士通による本プロフェッショナルサービスの提供に関連してお客様が富士通に提供する、サービス仕様書または本契約に定義された個人情報という意味です。これにはお客様従業員およびお客様の委託先などの第三者の個人情報が含まれますが、これらに限定されません。

「**お客様責任**」とは、第3条の義務を含む、本契約に基づくお客様の義務を意味します。

「**成果物**」とは、サービス仕様書または受託条件明細において「成果物」として列挙されるものを意味します。

「**データ処理付属文書/Data Processing Addendum**」とは、本プロフェッショナルサービスに関して、本契約において適用されるプライバシー法に基づく当事者それぞれの権利および義務を特定する付属文書であって、注文書にて記載または引用されるものを意味します。

「**輸出管理法**」とは、米国輸出管理規則、国際武器取引規則、米国財務省外国資産管理局および外国為替及び外国貿易法（これに関連する政省令を含む）を含む、適用されるすべての国内外の輸出管理法を意味します。

「**不可抗力事由**」とは、当事者による本契約に基づく義務の履行に影響を及ぼす事由であって、当事者の合理的な支配を超えたものを意味します。これには、火災、洪水、災害、ライセンスの拒否または取消、戦争、パンデミックおよび伝染病、またはその他の類似の事由、内乱、サイバー攻撃（第三者による不正アクセス、ハッキング攻撃または第三者によるマルウェアの混入、主要なハードウェア、ソフトウェア IT システムおよびネットワークへのランサムウェアまたは類似の侵入による攻撃を含みますが、これらに限定されません。ただし、富士通がサービス仕様書およびデータ処理付属文書/Data Processing Addendum に記載されたセキュリティ義務を遵守することを条件とします）、富士通が所有しないまたは合理的な範囲で制御していない主要なハードウェア、ソフトウェアまたは IT システムに関連するサービスの中断、富士通に原因のないインターネットや電気通信の停止、産業紛争、または資材・リソースの入手不能が含まれるがこれらに限定されません。

「**知的財産権**」とは、特許、著作権、意匠権、データベース権、ノウハウ、商標、事業名および/またはドメイン名、およびその他の類似の保護される権利（登録されているかいないかを問わない）を意味し、いずれかの国における当該権利の出願、更新および拡張を含むものとします。

「**支払不能事由**」とは、以下の各号のいずれか一つに該当した場合をいいます。(i) 手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または、電子記録債権に支払不能事由が生じたとき、(ii) 差押え、仮差押えもしくは競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき、(iii) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき、(iv) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき、(v) 解散または本契約の履行に係る事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき、(vi) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または、転廃業しようとしたとき、(vii) 第 15.16 条および第 15.17 条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または確約に反する行為があったとき。

「**ワンオフプロフェッショナルサービス**」とは、受託条件明細に記載された特定の期間内に実施される、反復継続的に行われないプロフェッショナルサービスをいいます。ワンオフプロフェッショナルサービスは、注文書上、「ワンオフプロフェッショナルサービス」と明記されるものとします。

「**注文書**」とは、富士通が指定する書式に基づく注文書または両当事者が合意したその他の文書であって、お客様によって注文される SaaS および／またはプロフェッショナルサービスが特定され、それらに適用されるプロフェッショナルサービス利用規約が添付または組み込まれているものを意味します。

「**本プロフェッショナルサービス**」とは、サービス仕様書および受託条件明細の記載にしたがって、富士通がお客様に提供する、サポートサービス、インストールサービス、適用サービス、コンサルティング、教育などのサービスを意味します。

「**プロフェッショナルサービス期間**」とは、受託条件明細またはサービス仕様書に記載され、本契約にしたがって変更または延長されうる、富士通がお客様に本プロフェッショナルサービスを提供する期間を意味します。

「**リカーリングプロフェッショナルサービス**」とは、月次または年次ベースで実施される、定期的なプロフェッショナルサービスをいいます。リカーリングプロフェッショナルサービスは、注文書上、「リカーリングプロフェッショナルサービス」と明記されるものとします。

「**サービス仕様書**」とは、富士通が提供する本プロフェッショナルサービスを説明する文書をいい、本契約に添付されまたは明示的に引用されるものを意味します。

「**SaaS 契約**」とは、提供される本プロフェッショナルサービスに関連する、富士通が提供するクラウドベースのソフトウェアのサービスに関する、当事者間の契約を意味します。

「**受託条件明細**」とは、本プロフェッショナルサービスに関して、本契約の下でお客様と富士通との間で合意される、作業の詳細を定めた文書を意味します。

「**契約期間**」とは、第 11.1 条に定める本契約の契約期間を意味します。

以 上